

著作権法から見る自炊代行サービスの位置付け

伊藤 洸紀

近年、自炊代行サービスと呼ばれる事業者が存在している。この事業者は、個人が行う書籍の電子ファイル化行為（これが、「自炊行為」と呼称されている）を補助、あるいは代行するものであり、3種類に大別される。個人の自炊行為を完全に事業者が代行する完全代行型、自炊行為に必要な機材と自炊行為のためのスペースを貸与の形で提供する機材提供型、それらに加え裁断済みの書籍を提供する書籍提供型である。そしてこれらの中完全代行型の自炊代行サービスについては、出版社や作家らから複製権の侵害として提訴が行われており、3件の判決が出された。本研究はこれらの裁判の判決及びそれに対する学説、関連判決などを通し、この完全代行型自炊代行サービス（以下、自炊代行）が著作権法上どのように評価されるものであるかを考察するものである。

自炊代行を通してその利用者は、書籍を送付することによってその複製物である書籍の電子ファイルを受け取り、対価を事業者に支払う。ここで生じる著作権法上の主な問題とは、30条1項に適法な複製として定められている私的複製の行為としてこの自炊代行を利用した複製行為を認められるかという点である。裁判所の判断としては一貫して自炊代行業者の著作権侵害を肯定する立場であったものの、学説では、利用者が個人で複製する私的複製として非侵害とすべきという意見も提示されている。

本研究では、自炊代行が社会的にどのようなサービスであるかということと、著作権法の規定を踏まえ、自炊代行業者の著作権侵害の成否について検討を行った。社会的に見ると自炊代行は、利用者にとっては便利なものである。しかし自炊代行の性質から、著作権者への経済的不利益は避けえないものであり、双方のどちらかを重視するかでその評価は変化する。だが著作権者への経済的不利益は違法アップロードの摘発の簡易化や補償金制度の制定などの様々な方策により削減可能なものであり、権利者への経済的不利益に配慮し、電子ファイルの流用を行わず、裁断済みの書籍を廃棄するなどの非効率な業務形態を採用する自炊代行業者は存在しても良いものと考えられた。しかし著作権法30条1項の制定の趣旨に着目すれば、社会的に自炊代行に価値が存在したとしても外部業者の介入を私的複製に挟ませないことが同条項の趣旨であり、複製の行為を個人から外部に委託するものである自炊代行業者を私的複製と認めることは現状の著作権法では難しいという結論を得た。

だが現実として、現在自炊代行は自炊代行を明確に拒否している作家以外の著作物に限りその事業を続けており、それは多くの著作権者や出版社が著作権法違反を黙認することによって成り立っている。こうした厳密には著作権侵害であるが黙認されている著作物の利用のされ方は「寛容的利用」と呼ばれ、条文の文言と実際の利用のされ方のバランスを取る役割を有している。自炊代行は利用者に必要とされており、全ての著作権者が権利行使に熱心ではない以上、こうした形で自炊代行が続いていくのが望ましいことであろう。

(指導教員 村井麻衣子)